

会議の概要報告	
1. 会議の名称	第2回甲賀市地域情報基盤のあり方審議会
2. 開催日時	令和4年(2022年)9月14日(水)14時00分～15時40分
3. 開催場所	甲賀市役所 別館101会議室
4. 議題	(1) 第1回審議会の議事録案について (2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について ①審議項目について ②考えられる方向性パターンについて
5. 公開又は非公開の別	公開
6. 出席者	井上会長、森田副会長、奥野委員、青木委員、長沢委員、寺井委員、吉田委員、菊池委員、福田委員、松村委員
7. 傍聴者数	3人
8. 会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・甲賀市地域情報基盤のあり方審議会規則 ・第1回審議会議事録案【資料1】 ・甲賀市地域情報基盤の今後のあり方(方向性)「審議項目」について【資料2】 ・考えられる方向性パターン【資料3】 ・①地域情報基盤のパターン分析(事務局評価)【資料3-1】 ・②音声放送端末機のパターン分析(事務局評価)【資料3-2】 ・新たな手段への転換(例)【資料3-3】 ・甲賀市地域情報基盤コミュニティサービス見直し(終了)について【資料4】
9. 議事の結果概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>○会長：委員各位へ日々のお礼 本日の議事進行への協力お願い</p> <p>3. 審議事項</p> <p>(1) 第1回審議会の議事録案について</p> <p>○事務局説明</p> <p>・本審議会の議事録については、発言者の名前を入れず要約した内容としており、事務局説明についても、同様に要約した内容で記載をしている。</p> <p>・記載内容について、不明点等あればご指摘をお願いしたい。</p> <p>【質疑応答】</p> <p>○会長：資料1について質問・意見等、ご発言をお願いします。</p> <p>○委員：議事録の名前の非公開に関しては、傍聴者入室後の話であ</p>

り、それまでの部分は、委員名を記載すべきである。あと、3ページ目中盤から4ページ目の上段部分、(株)あいコムこうか設立前の話があるが、これは当時、説明者が市職員であった時の内容であり、地方公務員法上の守秘義務違反に抵触すると考える。市職員としての業務の内容がこの委員会に持ち出され、話し合われてしまうと、当時のことを知らない我々は、情報元の根拠としてそれが正しいのか守秘義務的に記録として残すべきものかを非常に悩む。(株)あいコムこうかの説明をすべて削除しようという話ではないが、守秘義務的に大丈夫なのかという違和感を持っている。

○事務局：1点目の委員名の公開について、全体に反映する解釈で作成作業を行った。委員のご指摘も含め最終的に審議会の判断に従いたい。2点目について、審議会自体は公開で行われており、(株)あいコムこうかが説明されたことも一つの公開情報であるので、その要点部分を記載させていただいた。

○事務局：今の件に関連し、当時の許認可の話について、総務省に確認を行った。許認可が出た時点は10年前であり、相談時はさらにその前となることから、文書は残っておらず、総務省に一般的な話として伺った。まず、光ファイバー整備に関しては、総務省の許認可等は不要であり、市の判断のみで整備することができたという回答であった。次に、市が第3セクター（(株)あいコムこうか）を立ち上げるということに関しては、旧ケーブルテレビ事業者からの承継として、放送法に基づく登録をされている。登録される時には、事業収支見積り等の提出が不要のため、資金に関する審査は、総務省としては行っていないはずであるということであった。ただ一般的な話として、放送業界に参入退出自由とは言いながら、すぐに頓挫すると市民に迷惑をかけることになるので、総務省としては将来の見通しについてのヒアリング等を行っており、その中で疑問などあれば質問することがあるという回答であった。これらを踏まえ、(株)あいコムこうかが前回発言されたことについて、真偽関係は証明できない状態であり、これを公開するか非公開にするかというのは事務局では判断しかねたので議事録に記載させていただいた。

○委員：地方公務員法の関係からすると、本来出せない話を出すと、これによって判断することになりかねない。地方公務員法の守秘義務違反に関して抵触する可能性があるということだ捉えている。これは事務局でも判断・回答できないと思うことから本審議会の判断になるとも思っている。あと、前回時

に、(株)あいコムこうかから市から急な説明をお願いされたと言言があったが、この審議会の議論自体は、(株)あいコムこうかとは共有をしていなかったのか。議事録上には記載されていないので真意を教えてください。

○事務局：本件、地域情報基盤のあり方の検討については、昨年度より庁内議論を中心にスタートをした。(株)あいコムこうかは、この地域情報基盤を活用の上、事業展開をしている重要な関係者でもあり、(株)あいコムこうかを外して議論を進めることはできない。また、(株)あいコムこうかとは月1回定例協議という場を設け、情報共有をしており、地域情報基盤のあり方についても進捗等を共有している。

○委員：委員は、どの部分が特に秘密に相当すると考えられるか。

○委員：議事録案3ページの下から8行目「総務省でも」から下から3行目の「推進してきた。」までが内部の話であると感じている。確認する必要性はあるが、この部分が市の職員でないと知ることができない情報であると思われる。

○会長：(株)あいコムこうかの発言等々は若干丁寧すぎる説明であった。他の自治体でも関係者が審議会で発言することはあるが、事業の進捗等を伝えるのみである。深い過去のことであったか経緯等のお話を詳細にし過ぎたのではという感じを覚えた。ただ、これもしっかりと受けとめ、私たちがこの意見だけで判断することなく、そういうことを聞いたというところで留めるにあたり、この文言は残しても問題はないと思う。委員が言うように、みんなが知りえる情報でないことを、この審議会で発言されたことについて、議事録で残すことが良いのかという指摘はありがたく思う。

○委員：基本的にどこまで公開されているかということと思うが、議会の委員会資料等は公開されているので、本審議会議事録の中にあっても特に問題はないと感じている。

○会長：委員の皆様が、ここは削除するべきということであれば、削除しても問題はないと思う。もしくは、削除までは該当しないということであれば、審議会でこのようなやり取りがあったという記録を残すということではいかがか。

○委員：強く削除まで求めない。例えば、近畿総合通信局から「ケーブルテレビは成り立たない」と進言され、「市として運営事業体を支える意思があるか」と問われたという話は、市の立場の発言であるが、本審議会においては、(株)あいコムこうかの発言である。気を付ける必要があるということを理解いただきたい。個々の立場で発言されたと思うが、過去の履

歴から追えないということであれば信憑性もないので、気を付ける必要がある。

○会長：このやりとりは今回の議事録には必ず残していくべきであり、委員が削除を言われているとは理解していない。指摘をいただけたと理解しており、それを踏まえて意見の確認を行った。(株)あいコムこうかの発言については、やっぱり立場が影響を及ぼすので、今後、(株)あいコムこうかの発言機会があれば、十分注意をしていただくということによいか。

○委員：了解（全員）

○会長：3点目のところで、(株)あいコムこうかとの情報の共有というところも、市は(株)あいコムこうかとの定例協議等も含め、情報共有を行っていることも、委員の発言をもと議事録に載せる形をお願いします。

○事務局：そのように記載させていただく。

○委員：その他、4ページの下から4行目「ここまま」ではなく「このまま」ではないか。

○事務局：お詫びして修正をさせていただく。

○会長：では、事務局において修正等の再度確認をされた上で、議事録案は当審議会として承認とする。

(2) 地域情報基盤の今後のあり方（方向性）について

① 審議項目について

○事務局説明

・事務局側の反省として、審議会1回目において、議論のポイントが明確ではないとのご指摘をいただいた。

・その上で、審議項目を明確にし、活発な議論へ繋げていきたい。

・委員各位にご審議いただきたい事項は大きく2点であり、1点目が「地域情報基盤の今後について」である。市行政による保有を継続すべきか、第3セクターを含む民間事業者へ移行すべきか等、最善とするあり方・方向性についてご議論をお願いしたい。次に2点目が「音声放送端末機の今後について（安心安全情報発信のあり方）」である。こちらも現状維持すべきか、新たな手段へ転換すべきか等、最善とするあり方・方向性についてご議論をお願いしたい。その後、最終的に答申書に意見をとりまとめ、市長へ答申を行う流れとなる。

【質疑応答】

○会長：資料2について質問・意見等、ご発言をお願いします。

○委員：こうして整理をしていただくと非常によくわかり、これからの審議会の進行も整理ができる。

- 委員：審議する項目がまとめられてわかりやすい。
- 会長：主に、今後のあり方ということで、①の地域情報基盤（光ファイバケーブル）について、②の音声放送端末の今後について、機器の製造が廃版になっていく中で続けていくかどうか、皆さんの意見をいただきたい。
- ②考えられる方向性パターンについて
- 事務局説明
- ・資料3は、本審議会における審議項目となる2つの事項について、それぞれ図示し、4つの方向性パターンを地域情報基盤と音声放送端末機に分けて考えたもの。
 - ・資料3-1は地域情報基盤について、資料3-2、3-3は音声放送端末機についてのパターン分析であり、あくまでも事務局評価を示したものとなるので、委員の皆様のご意見をいただきたい。
- 【質疑応答】
- 会長：資料3について質問・意見等、ご発言をお願いします。
- 委員：資料3-1の老朽化対応について、市による基盤設備の更新費用に40億円という数字が出ている。これは光ファイバーを張り替えや、引き込み線、分配機等全部含め40億円で済むという考え方なのか。
- 事務局：整備については、平成24年から5年間かけて、幹線と枝線、運営に係る機器全体を含め、当初整備に40億円かけたということである。更新費用については、最低40億円かかるという想定である。
- 委員：各戸に設置している音声放送端末機は別となるのか。
- 事務局：別費用として、更新で4億円を想定している。
- 委員：当初整備は合併特例債の対象期間である。当該特例債は活用できないため、今後は市で経費全てを捻出することになる。当初整備で40億円とのことだが、合併特例債の活用を除いて、実際に市が正味負担した額はいくらか。
- 事務局：当初整備費40億円に対する合併特例債は約33億であり、今も償還している。一昨年度で3分の2となる22億円を償還完了したところで、残り11億を令和12年まで償還する計画である。
- 委員：その合併特例債は非常に有利な借金で、国もほとんど補填してくれる。この点を含め本当に市が負担した金額を試算しているのか。
- 事務局：今回試算はできてない。償還金額のうちの7割が交付税措置される。それを含めて、次回資料を提出する。

- 委員：要は、今後このような国からの財政措置はないので、市で維持管理を継続するのであれば、40数億円は自ら出さないといけないという認識を共有したいと思う。
- 会長：費用のことは大事な部分になるので、ご指摘いただいた箇所について、事務局において次回用意をお願いします。
- 委員：諮問内容が、「デジタル社会における通信技術の高度化や財政面における負担の深刻化が課題として浮彫になって参りました」とあり、技術面と財政面の課題がある。財政面に関してはしっかりと見ていかないといけない。同意見である。
- 会長：財政面における検討材料にもなることから、事務局へ準備をお願いします。
- 事務局：諮問書の関連として、参考資料集の公設光ファイバケーブル及び関連施設の民間移行のガイドライン（総務省）の要点を説明させていただく。4ページに「公設設備を保有する地方公共団体は、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応なども総合的に考慮の上、業務の簡素化・効率化を図り地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい」という記載があり、これを基に昨年度に本議論をスタートした。
- 委員：今議論している15年・20年毎に約40億円という費用の話について、これは全体交換することを前提にした計算であり、一部必要となる地域のみを更新するのはどうか。必要となる地域は、例えば、民間の業者が参入しているところは民間の物を使い、その調整ができないところだけ整備することは可能性としてはあると思うがいかがか。
- 事務局：民間事業者で言う不採算地域で、その部分だけを整備するというのが一つの考え方だが、その地域までケーブルを持っていく部分もあり、費用的にどれだけ削減できるか疑問もある。
- 委員：大手通信事業者が敷設しているところであれば、ダークファイバーを活用できる可能性もある。近くまで持って行ってその先のないところだけを市が整備することもできるが、そのような活用はどうか。
- 事務局：そのような方法でセンターから周辺地域までは、民間事業者の光ファイバーを借りて、設置することも一つの手法であり、検討・研究する分野と考える。
- 委員：そのような試算を行っても良いのではとの思いから、費用面の一つ考え方として提案した。

- 委員：財源はやはり重要である。本当にどれだけ費用を要するのか、民間事業者に移行した場合、また、民間事業者の経営判断等により再び戻ってくる場合も考え、シミュレーションをする必要がある。不景気で税収入も上がらず、高齢化率も上昇することから、市の運営で何が一番必要かという部分も、考えていく必要がある。一番大事なところは譲渡するしないに関わらず、高齢者やスマートフォン等を使えない方へ必要情報のセーフティネットをどれだけ考えていくかだと思う。若い世代や50・60代のスマートフォンを使える人等いろいろリサーチしたが、スマートフォンを使える方は、音声放送端末機をあまり使っていない。ただ、本当に必要な人に使えるように考慮しないといけないとも思っている。以前、通信障害で大手通信事業者の回線が全く使えない時にとっても困ることがあった。スマートフォンだけに頼れないというところも一理ある。
- 委員：確認するが、地域情報基盤の更新費用が必要なのが15年から20年で約40数億円であり、年間維持管理費が年間約2億円発生している。前回の議事録によると、㈱あいコムこうかの令和3年度の決算状況としては、売上が7億4,200万円、経常利益は2億580万円であり、これは何か差し引きしたり、関連する部分もあるのか。例えば40億円市が当初支出した上に、2億円の経常利益を発生させているということ合っているのか。
- 事務局：当初整備で約40億円経費を要した上、その後は、㈱あいコムこうかへ委託し維持管理を行っている。また、老朽化もあり、一部機器の更新をしているという状況である。前回審議会の資料2の18ページのとおり、一般会計歳出の決算額ベースで、約2億円の維持管理費用を要している。特定財源として㈱あいコムこうかより契約に基づく1,000万円の使用料収入があるが、差引的にマイナスが生じている状況である。
- 委員：年間1,000万円とは、IRUのことを指すのか。
- 事務局：IRU、いわゆる借線料である。㈱あいコムこうかの経営改善により今年度から4,000万円に増額となる。それを特定財源として、年間約2億円のランニングコストが発生している状況である。
- 事務局：先程の、例えば民間に移した後、立ちいかななくなったらまた市に戻すのかという話について、令和4年6月に電気通信事業法という法律が一部改正され、光ファイバー等のプロ

ードバンドサービスも通信としては重要なインフラであると認められるようになり、今後はユニバーサルサービス代が発生し、民間事業者が踏み込まない所謂不採算地域に当該費用を充当させるということが定められた。詳細については、今後話し合われていくことになるが、総務省に聞き取りをしたところ、不採算地域とは、過疎地域や離島、海底ケーブルが必要となる場所が大前提となるが、光ファイバー等を公営から民間に譲渡した箇所も該当する可能性もあるとのことであった。仮にその場合は、譲渡を受けた民間事業者は不採算地域を運営しているという考えのもと、ユニバーサル交付金を得ることができることになり、そこから撤退することはできないということも想定される。詳細はこれからだが、国としてそのような動きがあるということを申し添えさせていただく。

○委員：私見であるが、まず地域情報基盤、光ファイバーの維持管理については、自治体で持つことは難しいのではないか。ここで言うパターン4、地域情報基盤は民間事業者、または第3セクターに譲渡し、音声放送端末機は新たな手段へ転換させるということが良いのではという感じを受けた。しかし、民間事業者は不採算が発生したら撤退する。市が責任を持って通信環境を維持する前提がないと簡単に民間譲渡とは言えない。ただ、流れ的には、民間事業者が光ファイバーを価値有りだと判断したら、移管したほうが良いと思う。甲賀市の場合は、光ファイバーを市が敷設しているが、事業展開は民間に委託しているので、その部分はすでに民営化されている。ただ、幹線の維持管理等は民間で行ったほうが良い。もう1点、現状、音声放送端末機が各戸に置いてあり、家にいる時には、非常に有効な手段だが、常に外へ出ている者にとっては情報が伝わってこない。この十年間でスマートフォン等が発展し、スマートフォンをベースにした仕掛けづくり、これからの時代を先取りすることのほうが良いと感じている。ただ、スマートフォンを使えない人達に対して、どのような仕掛けを作るかということも研究する必要がある。

○委員：スマートフォンを中心にする時に、デジタルデバイドでスマートフォンが使えない人たちへの施策が必要というところであるが、このスマートフォンのアプリで、例えばLINEで情報提供する時でも、IP通信受信機を併用することはそんなに難しい話ではないと情報の専門家としては考えている。LINEを使いテキストベースでメッセージ発信した

内容を、音声としてIP通信で伝えることは難しいことではない。

○委員：災害時と平時とでは大きく異なってくると思う。災害時、光ファイバーであっても、その幹線が切れてしまえばそれで終わりでは届かない。配信ができなくなってしまう。この災害時に関しては、別途考える必要性があると認識している。他市でも、行政側がこういった回線を持たない所がほとんどだが、持ってないところでも普通にスマートフォンを活用しながら情報配信されている。災害時だからこそ、例えば、各地域市民センターに地域広帯域移動車であったり、BWAの設置等、別途必要だと思う。そうすれば、災害時におけるスマートフォンをベースにした形での通信を確保できる。平時と災害時は分けて、議論した方がよいと考える。

○委員：以前、合併前には防災無線があった。無線なので持ち運びもできた。それが、いつの間にか有線の音声放送端末機となった。台風で線が切れたらという心配がまずあった。普段の生活において活用は無く、台風の時でもあまり聞こえない。スマートフォンで情報を見るほうが早いというのが一般的な感覚と思う。スマートフォンというのは、最大の通信手段ではないのかというプラスアルファという部分も含めてそのように思った。

○委員：昨年、地域づくり計画を見直し策定したが、3つの柱の中に防犯防災等の地域の安全を高めるという点が入っている。議論の中で一番大切なことであり、まずはスマートフォンにしろ、光ファイバーにしろ、利用者にとって一番安い方法が注目されることであり、実際行政でどの程度費用が発生するのかという議論も重要だが、利用者目線で、どの方向性が一番安くなるのかを今後考えていきたいと思っている。

○委員：前回の資料で、22地域に対して、11地域が第3セクター化しているという資料をいただいた。今の流れとしては、このような形になっていくと感じている。それと、生活の面において音声放送端末機は殆ど鳴っていない。この前の大雨警報で緊急避難警報が出た時もスマートフォンだけは鳴っていた。これが実情であり、スマートフォンの方が情報は早い。私の地域では、高齢者もスマートフォンを持っているので、今後はそのような形になっていくと思う。

○委員：(株)あいコムこうかの今の番組は、地域の情報が盛りだくさんであり、いろいろな世代の人に必要な情報がある。昨年、「初めての手話」というコーナーがあった。いろんな学校に

講演に行くが、「初めての手話」は子ども達にとって継続的な授業になるので助かりますという意見を学校の先生に聞いたことがある。もう一つ、(株)あいコムこうかが良いと思うのは、パソコンのメーカーサポートが切れた時でも、無料でサポートしていただける。先程から皆さんが言われるように、これからの流れは民間に移行していくという流れになると思うが、同じサービスを最初は続けるが、苦しくなってきたから、もう辞めます、市に戻しますということがないような方向性で考えていくべきと思う。

○委員：資料3-1、民間移行に伴う費用負担で、民間事業者へ譲渡する場合に費用が発生する場合があると書かれている。それは40億円の方が高いから書かれているのか。意見としては、パターン4が良いと思っている。資料3-2で、パターン2・4を想定しているが、マイナス部分のデジタルデバイドと有料放送の受信に関して、デジタルデバイドは、先程発言したように、他の媒体を併用すること、有料放送は、有料配信という方法で差をつけられ、マイナス部分はスマートフォンであれば殆ど無くなるのではと思う。

○会長：民間移行においても費用等が発生する場合もあるということか。事務局ではどのような思いから作成したのか。

○事務局：あくまでも可能性として、他の自治体においては、公設から民間に譲渡した際に、費用が発生したというケースがあった。それを受けとめて明記させていただいた。場合によっては、買い取っていただくケースと、プラスアルファのお金を出して受けていただくケース等が考えられる。

○委員：スマートフォンアプリを自治体が活用している事例について、資料を準備いただきたい。

○会長：他自治体の事例は参考になることから、事務局において資料の準備をお願いします。

○事務局：当該資料について、作成の上、次回の審議会において紹介をさせていただく。当初、地域情報基盤整備事業は市民の安心安全を担保する最大の使命があり整備したが、時代の変化を受けながら、その部分をどのような形で維持していくのか、委員各位からご意見いただきながら考えていきたい。

○会長：資料3に基づく意見交換は以上でよろしいか。他にあれば、後日でも良いので、事務局に質問や意見等あげていただきたい。

4. その他

(1) 甲賀市地域情報基盤コミュニティサービスの見直し(終了)について

○事務局説明

・コミュニティサービスは、(株)あいコムこうかのケーブルテレビの加入者の方に対し、テレビ使って、行政や地域の情報提供、地域コミュニケーションの向上に役立てるということを目的に、始めたサービスである。

・現行5つのサービスがるが、利用状況は、サービスへのアクセス数が1日あたり約1件と低く、買い物支援については本年7月の時点の聞き取りでは実績がない状況である。

・以上のことにより、令和4年度末で現行サービスを終了することとし、終了に向けて、これから広報での周知や利用者への説明等を行う。また、機器対応についても、メニューを一部削除する形で利用者に混乱が起きないように進めていく。

【質疑応答】

○会長：現在の利用者への丁寧な説明と、代替サービスの説明をお願いする。併せて、周知についても徹底していただきたい。

また、当該サービスについての検証を行政側で行われることもお勧めしたい。

(2) 次回審議会の調整

○10月11日(火) 13時から市役所での開催を設定

5. 閉会(副会長挨拶)

○副会長：活発な意見交換をいただき、方向性がぼんやりと見えてきた感じがする。深みに入ると、いろんな課題が出てくるように感じる。しかし、審議会として、これからの甲賀市にとって、今の地域情報基盤と音声放送端末機のこれからの流れをどのような方向に持っていくのかを纏めて答申したいと思う。これからも活発な議論をお願いする。

(以上)